

公益財団法人吉野川紀の川源流物語 役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人吉野川紀の川源流物語（以下「この法人」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額及び支給基準)

第3条 役員等は無報酬とする。ただし役員等のうち、国・県・市町村の職員及び議会の議員並びに外郭団体及び公益法人に所属する者を除く役員等が、この法人の会議に出席したとき、その職務執行の対価として、1日11,111円を支払う。

2 監事のうち、国・県・市町村の職員及び議会議員並びに外郭団体及び公益法人に所属する者を除く監事が監査を行ったときは、その職務執行の対価として、1日11,111円を支払う。

(費用)

第4条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した実費費用については、これを支払うものとする。ただし役員等のうち、国・県・市町村の職員及び議会議員並びに外郭団体及び公益法人に所属する者については、この限りでない。

(支給方法)

第5条 報酬等及び費用の支給方法については、職務遂行の都度、現金にて支払う。もしくは本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 ただし、同じ月内に複数回にわたり職務を遂行した場合は、まとめて月末に支払うこ

とができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(雑則)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人吉野川紀の川源流物語費用弁償規程（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

公益財団法人吉野川紀の川源流物語 役員等及び職員弔慰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人吉野川紀の川源流物語（以下「この法人」という。）の役員等ならびに職員に対する弔慰の基準について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において役員等とはこの法人の評議員、理事及び監事のことをいう。職員とは、理事長がこの法人の職員として採用した者をいい、臨時職員を含む。

(適用範囲)

第3条 この規程を適用する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 役員等及び職員本人
- (2) 役員等及び職員の配偶者、子及び父母
- (3) 役員等及び職員の二親等内の同居の親族

(弔慰金の額)

第4条 前条に掲げる者が死亡した場合、弔慰金として1万円を贈るものとする。

(改廃)

第5条 この規程を改廃するとき、役員等に関する事項については評議員会の承認を得なければならない。職員に関する事項については理事長の承認を得なければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年6月24日開催の評議員会における承認の時点から施行する。